

日台産業交流促進補助金交付要綱

(通則)

第1条 日台産業交流促進補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付の目的)

第2条 この補助金は、半導体・蓄電池産業集積強化事業で実施する日台産業交流イベントに参加する県内中小企業に対して、台湾への渡航経費の一部を補助することで、販路拡大を促進することを目的とする。

(補助金の交付対象者及び対象経費)

第3条 補助金は、別表1の（1）から（6）のいずれにも該当する中小企業者（以下「補助事業者」という。）が、前条の規定に基づき実施する事業に要する別表2に掲げる経費のうち、公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適当と認めるものについて、予算の範囲内において交付する。

(補助率及び補助上限額)

第4条 補助金の補助率及び補助上限額は、別表2に掲げるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者が補助金の交付を受けようとするときは、日台産業交流促進補助金交付申請書（様式第1）を理事長が別に定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があつた場合には、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付を決定し、当該申請書を提出した者に交付決定通知書（様式第2）を通知するものとする。

2 理事長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正して補助金の交付の決定をすることができる。

3 理事長は、第1項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、当該補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた補助事業者は、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容に不服があるときは当該通知を受けた日から10日以内に申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(申請内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、当該事業の内容又は経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ、日台産業交流促進補助金変更承認申請書(様式第3)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

2 理事長は、前項の規定により申請書の提出があった場合において、変更内容が適当であると認めたときは、補助金の変更交付を決定し、変更交付決定通知書(様式第4)を補助事業者に通知するものとする。

3 第6条第2項及び第3項の規定は、前項の変更交付決定について準用する。

(軽微な変更の範囲)

第9条 前条第1項ただし書きの軽微な変更とは、補助の目的、能率に影響を及ぼさない事業計画の細部の変更とする。

(事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、日台産業交流促進補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5)を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、当該事業が完了したとき又は前条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して20日を経過した日又は補助が終了する年度の2月末日のいずれか早い期日までに、日台産業交流促進補助金実績報告書(様式第6)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 理事長は、前条の規定による報告書の提出があった場合において、その内容の審査及び必要に応じて行う検査の結果、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、日台産業交流促進補助金額確定通知書(様式第7)を当該補助事業者に通知する。

(補助金の支払等)

第13条 補助事業者は、前条の規定による通知に基づき補助金の支払を受けようとするときは、日台産業交流促進補助金請求書(様式第8)を理事長に提出しなければならない。

(補助金の経理等)

第14条 補助事業者は、補助金に係る経理の状況を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類等を補助期間が満了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告及び検査)

第15条 理事長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、報告を求め、又はその職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(補助金の交付の決定の取り消し等)

第16条 理事長は、補助事業者が次の各号の一に該当する時は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業の実施方法が不適當であると認められるとき。

2 理事長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取消した場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金が交付されている時は、期限を定めて当該取消しに係る部分の補助金の返還を命ずるとともに、その命令に係る補助金に対して、補助金受領の日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

3 理事長は、前項の規定により補助金の返還を命じた場合において、これが返還すべき日までに納付されなかったときは、返還すべき日の翌日から納付の日までの日数に応じて年利10.95%の割合を乗じた加算金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税の取扱)

第17条 本補助金の補助対象経費には、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額は含めないものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則 この要綱は、令和7年6月5日から施行する。

別表 1

- (1) 中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者で、県内に主たる事業所を有するもの。
- (2) 県税の滞納のないこと。
- (3) 補助金を活用する事業所において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 4 項に規定する接待飲食等営業（同条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当するものに限る。以下同じ。）、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 11 項第 1 号に規定する接客業務受託営業（接待飲食等営業又は同条第 6 項に規定する店舗型性風俗特殊営業を営む者から委託を受けて当該営業の営業所において客に接する業務の一部を行うこと（当該業務の一部に従事する者が委託を受けた者及び当該営業を営む者の指揮命令を受ける場合を含む。）を内容とする営業に限る。）を行っていない事業主であること。
- (4) 役員等（交付対象者が個人である場合にはその者を、交付対象者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。また、暴力団（暴力団対策法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与するなど社会的に非難されるべき関係を有さないこと。
- (5) 次のアからウまでの書類を整備している事業主であること。
 - (ア) 補助金活用の実施状況を明らかにする書類
 - (イ) 補助金活用にあつた経費等の負担の状況を明らかにする書類
 - (ウ) 必要経費の支払の状況を明らかにする書類
- (6) 補助金の審査に必要な書類を公益財団法人やまぐち産業振興財団理事長の求めに応じて提出又は提示する、公益財団法人やまぐち産業振興財団の実地調査に協力する等、審査に協力する事業主であること。

別表 2

補助率	補助上限額	経費区分	対象経費	補足
1/2 以内	10 万円	旅費	航空運賃 (福岡-台湾、エコノミー)	エコノミークラス以外の航空運賃、鉄道運賃、タクシー運賃、レンタカー費用等は対象外とする。
			宿泊費	